○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… ○区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……… ○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

公

告

青森県告示第六百四十三号

쏨

示

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

ŋ

第八百五十五号

## 令和力 (金曜日)

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サービス事業者から (平成十七年法律第

令和六年十二月二十日

青森県知事

宮

下

宗

郎

ゆみの会   「二八五   支援B型   房   一二八五   年月日     名   本   所   在   地   サービス   一二八五   年月日     名   本   所   在   地   中ービス   三戸郡階上町蒼   令和     指定障害福祉サービス事業を 事   東   業   所   産   上     本   市   市   本   中月日     本   市   市   本   中月日     本   市   市   市   本   中月日     本   市   市   市   市   市   市   市   中月日     本   市 <th></th> <th></th> <th></th>							
二八五 支援B型 房 一二八五 年月   西六丁目九の 支援B型 房 一二八五 年月   たる事務所の の種類 名 称 所 在 地   たる事務所の の種類 名 称 所 在 地   戸郡階上町蒼 京和 京・二 年月   正八五 京・二 京・二   正八五 京・二 京・二   本 市 本 地   年月 京・二 京・二   本 市 本 市   本 市 市 市 本   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市   本 市 市 市 市	み動定 の法非 会人営		定				
接B型 房   1 ビス 名 本 所 在 地   種類 名 本 所 在 地   労継続 すまいる工 三戸郡階上町蒼 令和   方 事 業 所   存 市 本 中   子二八五 市 年   中 中 日   本 市 中   テープ、カー 中 日   本 市 中   本 市 <td>二八五五八五日九五二八五日九五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十</td> <td>たる事務所</td> <td>世ービ</td>	二八五五八五日九五二八五日九五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	たる事務所	世ービ				
まいる工 前西六丁目九の 一二八五 日九の 令和 で・二 での で・二 での で、一 での で、一 での で、一 での で、一 での で、一 で、一 で、一 で、一 で、一 で、一 で、一 で、一 で、一 で、一	援労 B継	種り類と	「害 ご福				
一前三 一前西六 五 五 三 戸 郡 階 上 町 五 大 五 下 日 九 の 令 和 二 六 元 和 を も も り の う 令 和 り の の う の う の う の う の う の う の う の う の う	まい		害福祉				
	二八五 三八五 三八五 三八五 三八五 三九	在	事 業				
	京 <b>令</b> 	月					

# 青森県告示第六百四十五号

要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の規定により公示する。 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗

郎

名称
所在地
認定の有効期限

# 青森県告示第六百四十四号

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃

(医療薬務課) … |

告

示

目

次

定により公示する。

(水産振興課) …

福障

祉が

課い

:

(港湾空港課)

同

: =

県西

民地

局域

:

(農産園芸課) … 五

(構造政策課)

:

(都市計画課)

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗 郎

東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野沢二〇 水林 秀則東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄二	東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜二九の二二東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜二七乗・忠男	発起人の住所及び氏名(名称)
組合の 三厩区域 地区 同	域竜 浜及三三厩厩厩厩駅外区協竜 飛 のび厩厩宇鎧梹鳴尻ヶの同飛 今 区字源木鉄嶋榔神浜う合別 域三兵落山、、町う合別 厩衛、、字字字字ちの漁 鹿間字字三三三三、地業	区域
でいかつり漁業で あり行う漁業で あり行う漁業で も、 り漁業で	かて、 かて、 う漁と で、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区分

青森県告示第六百四十六号

する要件に適合すると認めたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第 により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定

令和六年十二月二十日

四項の規定により公示する。

青森県知事

宮

下

宗

郎

へ 名 称 加入区の名称

発 起 人 0) 住 所 及 び 氏 名

> 青森市大字野内字菊川一六七の一四 鳥谷部 秀逸 青森市第六加入区

青森市大字野内字菊川三〇六の七 松浦 市太郎

青森県告示第六百四十七号

十一月十八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、 その要領を次のとおり告示する。

域整備部及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地

令和六年十二月二十日

代表者 青森港港湾管理者 青森県知事 宮 青 下 森 宗 郎 県

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

2 代表者の住所及び氏名

青森県知事 宮下 宗一郎 青森市長島一丁目一の一

埋立区域

1

位置

面

青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一及び同千刈一七八の一の地先公有水

区域

における新設護岸ならびに防波堤と公有水面との境界線により囲まれた区域 の地点までを結ぶ令和三年秋分の日の満潮位 次の地点のうち一の地点から十四の地点までを順に結ぶ線、 (D·L·+〇・八二三メートル) 十四の地点から一

九の地点 八の地点 七の地点 六の地点 五の地点 四の地点 二の地点 十二の地点 十一の地点 十の地点 三の地点 の地点 七の地点から 六の地点から 五の地点から 四の地点から 三の地点から 二の地点から 四等三角点新田 八の地点から 一の地点から 十一の地点から 十の地点から の地点から から三一六度二一分一一秒 二一五度〇一分四一秒 三〇四度五一分五六秒 三四度四六分一四秒 三〇四度四八分〇九秒 三四度四六分二五秒 三〇四度四八分〇三秒 三四度五一分〇六秒 一二四度四六分二六秒 一二四度四六分二八秒 二一四度四五分二六秒 (北緯四○度五○分四○秒、 一二四度四五分五六秒 六四五・五五メートルの地点 三三・七〇メートルの地点 一八・三四メートルの地点 一八五・八〇メートルの地点 二二二・五〇メートルの地点 四五・〇〇メートルの地点 二一六・四八メートルの地点 〇・〇五メートルの地点 六・七〇メートルの地点 一一・三〇メートルの地点 五・八八メートルの地点 東経一 四三・八〇メートルの地 四〇度四二分四二

3 面積 十三の地点から 一二五度○七分○八秒 ○・八○メートルの地点十三の地点 十二の地点から 二一五度○三分五一秒 三・二四メートルの地点

埋立てに関する工事の施行区域六二、四二二・六六平方メートル

 $\equiv$ 

### 与 朱 门

1

七の七、一二七の二四、一七八の一及び一七八の三の地先公有水面青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一、一の一三、一の一二、同千刈一二

## 2 区域

K二の地点 K一の地点から 二一四度四八分四七秒 二二○・三八メートルのK一の地点 四等三角点(北緯四○度五○分四○秒、東経一四○度四二分四二次の地点のうちK一の地点からK十四の地点を結んだ線により囲まれた区域

K三の地点 K二の地点から 三〇四度四八分四三秒 一七九・九九メー地点

トルの

K四の地点 K三の地点から 一地点

四度四八分三九秒

二三七・二一メートル

地点

地点 K四の地点から 三○四度四八分三五秒 二七六・○一メートルの

K七の地点 K六の地点から 三○三度五九分五五秒 一○・七七メートルの地K六の地点 K五の地点から 三四度二六分○二秒 一二・五六メートルの地点

K八─一の地点 K七の地点から 三四度○九分○一秒 六・九○メートルの地

ルの地点 K八─一の地点から 三○四度四八分二九秒 四・三五メート

の地点 K九―一の地点から 三四度四二分五三秒 一一九・一九メートル

地点 K十の地点から 三○四度四八分三四秒 八四・○四メートルの

地点 K十二の地点 K十一の地点から 三四度四八分○四秒 五○・○○メートルの

ルの地点 K十二の地点から 三三六度四七分五四秒 一三○・四四メート

の地点 K十三の地点から 三四度四八分二八秒 二○○・○○メートル

### 3 面積

二二五、五七七・七一平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

## 青森県告示第六百四十八号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

令和六年十二月二十日

青森県知事
宮
下
宗
郎

大間越	の加 名 及	届
西津軽郡深浦町大字大間越字筧六六の三西津軽郡深浦町大字大間越字筧六六の三四津軽郡深浦町大字大間越字筧六六の三四津軽郡深浦町大字大間越字1	発起人の住所及び氏名	出事項
三 令 月 和 二 日 和 二 十 六 で 年 日 か 一 十 一 で 年 か 十 ら で り り た 十 り た り た り た り た り た り た り た り た	期間	指定漁船調
協 同 組 合 業	場所	書の縦覧

### 公

### 告

# 農用地利用集積等促進計画の認可

同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十二月二十日認可したので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

# ○農用地利用集積等促進計画

	•	-	地	剆	3		ので、							業	T .		112
-	中村一義	山本 定光	宮古明孝	ジョイント・	坂上 拓哉	織笠大輔	長根 正登	株式会社スギヤマ	戸来 直城	株式会社スギヤマ	株式会社スギヤマ	株式会社スギヤマ	株式会社スギヤマ	山田利昭	山田利昭	山下昭虎	太田翔
	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	埼玉県日高市	十和田市	埼玉県日高市	埼玉県日高市	埼玉県日高市	埼玉県日高市	十和田市	十和田市	つがる市	黒石市
	三沢市大字三沢字庭構三五二七	三沢市大字三沢字堀口九四の四二六	三二ほか三筆三沢市大字三沢字淋代平一一六の二五	か一筆三沢字戸崎一○一の二七ほ	三沢市大字三沢字庭構五七九	三沢市大字三沢字庭構四三六	一筆三沢字淋代平一四七四ほか	三沢市大字三沢字庭構二四八	一筆三沢字淋代平一六九七ほか	二筆 三沢市大字三沢字庭構二三四の一ほか	三沢市大字三沢字庭構六八四四の一	三沢市大字三沢字庭構六八六八の一	三沢市大字三沢字庭構一三九四の一	十和田市大字切田字野月平六一の一	筆十和田市大字切田字北ノ沢二五ほか一	つがる市森田町床舞若松一三九	青森市浪岡大字樽沢字新里一三四

登録番号

青 三八九 大 八 九 号 第

有限会社小向商事 沢市

三沢市大字三沢字庭構一九〇〇

### 肥料の登録

定により公告する。 の規定により令和六年十二月十日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項

令和六年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗

肥料りん酸 肥料の種類 ングA ステビアキ 肥料の名称 (パーセント) 保証成分量 窒素全量 のとおり 規 そ の 他 の び住所 名 名 と 選 者 の 氏 敷建設 株式会社中屋 郎

りん酸全量 〇三 丁目九四の三 の三

## 都市計画公聴会の開催

るので、 区域における臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催す 都市計画法 青森県都市計画法施行細則 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により八戸都市計画 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条

令和六年十二月二十日

第二項の規定により公告する

青森県知事 宮 下 宗

開催の日時

令和七年一月 二十日 午後二時から

開催の場所

郎

八戸市大字尻内町字鴨田七 八戸合同庁舎 一階第一会議室

 $\equiv$ 

八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案(以下「都市計画

変更案」という。

四 公述の申出等

1

ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 八戸市の区

2

書面の提出期限

3

令和七年一月十五日までに到着のこと。

書面の提出先

4

青森県県土整備部都市計画課

青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定

八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸一丁目一の一

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

Ŧī. 都市計画変更案の概要

1 臨港地区に追加される区域

八戸市豊洲の一部

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

八戸市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和六年十二 一月二十四日から令和七年一月十五日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

意見の要旨及びその理由

別記様式

八戸都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席し

於

洪

#

 $\mathbb{H}$ 

1

て意見を述べたいので申し出ます。

併 田 ш

合料

青森県知事 宮下 **%一**專 郷

公述申出人 住 所 氏 名

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)